

営業時間短縮のお知らせ

千葉県の実請に基づき、
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、

時短営業を実施します。

○ 実施期間

令和3年1月8日

～令和3年2月7日

○ 時短営業期間中の営業時間

17 時 00 分

～ 20 時 00 分

※酒類の提供は 17 時から 19 時までです。

○ 通常（時短前）の営業時間

17 時 00 分 ～ 24 時 00 分

○ 店舗名

居酒屋 千葉